

和歌山県認定農業者シンボルマーク使用基準

(目的)

第1 環境にやさしい農業生産活動をイメージした認定農業者のシンボルマークを通じ、消費者等に親しみを持ってもらうとともに、こうした取組に対する支持を幅広く得ることにより、環境にやさしい農業生産活動の一層の普及を図ることを目的とする。

(定義等)

第2 この使用基準において、「認定農業者」とは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の規定により和歌山県知事（以下「知事」という。）が持続性の高い農業生産方式導入計画（以下「導入計画」という。）を認定した農業者をいう。

2 この使用基準において「シンボルマーク」とは和歌山県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領別記第8号様式による和歌山県認定農業者シンボルマークをいう。

3 この使用基準において「環境にやさしい農業生産活動」とは、和歌山県持続性の高い農業生産方式導入指針に定められた内容をいう。

(シンボルマークの使用)

第3 シンボルマークの貼付、包装物への印刷等その使用の態様は、認定農業者の良識を基本とするが、使用に付する条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) シンボルマークを使用できる農業者は、認定農業者に限る。
- (2) シンボルマークを使用できる農産物は、認定農業者が認定を受けた導入計画の農作物であり、かつ、その栽培が導入計画に即したものであること。
- (3) 消費者を誤認させるようなシンボルマークの使用は避ける。
- (4) シンボルマークのデザイン（図形、言葉、色）を変更して使用することは原則として認めない。
- (5) シンボルマークの大きさは、直径2.5 cm以上とする。
- (6) シンボルマークには県名及び認定農業者ナンバー又は認定農業者氏名（団体の構成員全員が認定農業者として認定されている場合は団体名でも可。）を明記するなど、使用者が特定できるようにする。

また、認定農業者ナンバーと認定農業者氏名の両方を記載できるものとする。

- (7) シンボルマークの印刷等の経費は、シンボルマークを使用する者が負担することとする。
- (8) シンボルマークを使用することによって生じたトラブルは、そのシンボルマークを使用した者がその責任を負うものとする。

(シンボルマーク使用に関する届出)

第4 認定農業者は、シンボルマークを使用しようとする場合には、事前に和歌山県認定農業者シンボルマークの使用に関する届出書（以下「届出書」という。）を別記第1号様式により作成し、所轄の振興局農林水産振興部長を経由して知事に届け出るものとする。

2 振興局農林水産振興部長は、届出書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、妥当と認められるときには、認定農業者に別記第2号様式による受理書を交付するとともにシンボルマークのデザインデータを送付するものとする。

3 振興局農林水産振興部長は、届出書を受理した場合には、知事に進達するとともに関係市町村長に届出書の写しを送付するものとする。

(報告徴収)

第5 振興局農林水産振興部長は、シンボルマークを使用している認定農業者に対し、シンボルマークの使用状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた認定農業者は報告書（別記第3号様式）を作成し、所轄の振興局農林水産振興部長を経由して知事に提出するものとする。

3 振興局農林水産振興部長は、報告書の提出を受けた場合には、知事に進達するとともに関係市町村長に報告書の写しを送付するものとする。

(その他)

第6 この基準に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関して必要な事項については別に定める。

附 則

この基準は、平成13年10月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年 6月 2日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年 5月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年 4月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年11月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別記第1号（第4関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名

和歌山県認定農業者シンボルマークの使用に関する届出書

和歌山県認定農業者に係るシンボルマークを使用したいので、和歌山県認定農業者シンボルマーク使用基準第4の1に基づき、下記のとおり届けます。

なお、和歌山県認定農業者シンボルマークの使用にあたっては、和歌山県認定農業者シンボルマーク使用基準を遵守します。

記

農作物名	シンボルマークの使用態様	年間販売予定数量（kg、本）及び使用予定枚数	主 な 販 売 先	備考

注1) シンボルマーク使用の態様については、使用する物（パック、段ボール等）、貼付・印刷の別、大きさ等を記載する。

注2) 実際に使用するイメージが明らかになるよう、イラストを別紙に添付すること。

別記第2号（第4の2関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 あて

〇〇振興局農林水産振興部長 印

和歌山県認定農業者シンボルマークの使用に関する届出書の受理について

年 月 日付で届出のあった和歌山県認定農業者シンボルマークの使用に関する届出書については、和歌山県認定農業者シンボルマーク使用基準第4の2に基づき受理しました。

つきましては、和歌山県認定農業者シンボルマーク使用基準を遵守して下さい。

別記第3号（第5の2関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏 名

和歌山県認定農業者シンボルマークの使用状況報告書

年 月 日付で受理された和歌山県認定農業者シンボルマークの使用に関する届出について、下記のとおり使用状況を報告します。

記

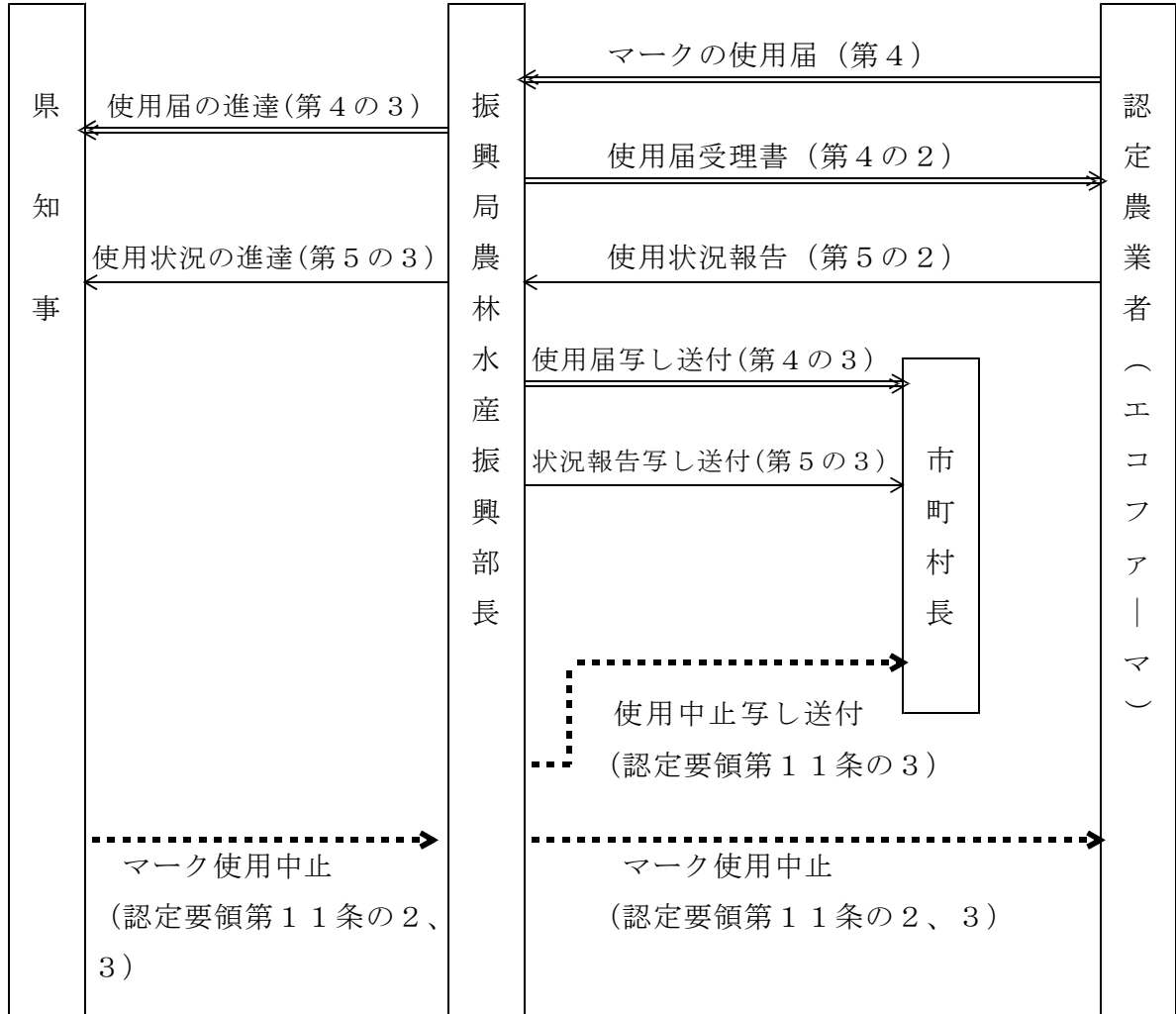
農作物名	シンボルマークの使用態様	販売実績数量（kg、本）及び使用実績枚数	主な販売先	備考

注1) シンボルマーク使用の態様については、使用している物（パック、段ボール等）、貼付・印刷の別、大きさ等を記載する。

注2) 実際に使用しているシンボルマークを添付すること。

(参考1)

和歌山県認定農業者シンボルマーク使用基準に関する手続き模式図



(参考2)

シンボルマーク使用に当たっての留意事項

シンボルマークのデザイン（図形、言葉、色）について

シンボルマークのデザインの変更は原則として認めないが、次の場合は常識の範囲で変更を認めるものとする。

1 シンボルマークの「和歌山県認定農業者 No」の文字の大きさについて。

印刷する素材によってはマークが小さくなると、「和歌山県認定農業者 No」が判読しづらくなることが予想される。

この場合、シンボルマークの直径2.5cm以上は厳守したうえで、判読できる大きさまで「和歌山県認定農業者 No」の文字サイズを若干大きくすることは認める。

注) 故意に大きくすることは認められない。

2 シンボルマークの色について。

認定要領の別記第8号様式においてシンボルマークの配色を、シアン、マゼンダ、イエロー、黒の割合で厳密定めているが、これは、デザインソフト「イラストレーター」での配色割合を示したものである。

印刷会社によっては、この基準を厳守するには、新たにインクを購入しなければできないなどから印刷経費がかさむ場合が予想される。

このため、人の目で同じ色に見える範囲であれば、配色割合を多少変更することは認める。